

くまもと緑・景観協働機構
令和8年度（2026年度）沿道緑化助成事業募集要領

熊本県内の緑あふれる沿道景観形成を推進するため、熊本県内の市街化区域又は用途地域、県・市町村の景観計画で定められた重点地域又は特定施設届出地区、市町村が景観形成のため沿道緑化が必要と推薦する区域で、会長が認める区域内的の国道、県道又は市町村道に沿った民有地における店舗、事業所、工場、住宅等の緑化事業を選定し助成します。

助成については、実施を予定されている緑化事業について申請していただき、事業内容を審査の上、予算の範囲内で決定します。

1 募集期限 令和8年（2026年）9月30日（水）

※期限までに当機構の事務局に到着したものを審査の対象とします。期限を過ぎたものは受け付けません。

※申請の際には、事業内容及び申請書類等について確認を要しますので、ご連絡の上、機構事務局へお持ちいただくかご郵送ください。なお、審査については時間を要しますので（申請から2、3週間程度～）期日に余裕を持ってご申請ください。

※応募いただいた事業から条件に合致するものについて随時助成決定します。ただし、予算の範囲内での助成につき、募集期限前でも募集を締め切る場合があります。（応募の際はお問い合わせください。）

2 申請対象者

申請することができるのは、法人（国及び地方公共団体は含まれません。）又は個人で次に掲げる基準に該当せず、沿道の民有地を新たに他の模範となる形で緑化しようとするものとしてします。

- ① 当該法人の基本財産や資産のうち、国及び地方公共団体が拠出している総額の割合が2分の1を超えるもの
- ② 当該法人の各年度の当期の収入額（前期繰越金は含みません。）のうち、国及び地方公共団体が拠出している総額の割合が2分の1を超えるもの
- ③ 法人税、所得税、住民税等を滞納している法人又は個人。

3 助成対象

上記2の法人又は個人が、熊本県内の市街化区域又は用途地域、県・市町村の景観計画で定められた重点地域又は特定施設届出地区、市町村が景観形成のため沿道緑化が必要と推薦する区域で会長が認める区域内的の国道、県道又は市町村道に沿った民有地の店舗、事業所、工場、住宅等を緑化する事業のうち、次の要件に合致するものを助成の対象とします。

- ① 助成対象の範囲は道路に面する部分を原則とし、沿道の景観形成に資するものとする。
- ② 事業の実施は助成金の交付を決定した後に行うもので、令和9年（2027年）2月末までに事業完了すること。

- ③ 事業の実施される土地に対して過去に沿道緑化に関するくまもと緑・景観協働機構の助成金が交付されていないこと。

4 助成対象経費、助成限度額等

助成対象経費並びにこれに対する助成率及び助成限度額は下表のとおりです。ただし、助成金の金額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てることとします。

なお、国や地方公共団体が行う他の補助・助成事業と本助成を受けようとする事業とが重複する場合は、他の補助・助成事業に関する申請書類及び支援決定通知の写し、実施要項等を提出してください。その際、助成対象経費の総額から他の助成交付金額を差し引いた額を助成対象額とします。

助成対象経費	助成率・助成限度額
<p>① 樹木、苗木や芝（以下「樹木等」という。）の購入費 ※対象となる樹木、苗木の種類 ア. 別表“「熊本の緑化樹木」掲載樹種一覧”の中から、高中木あるいは生垣樹に該当するもの （※「支援対象」に○が付いているもの） イ. 上記ア. に該当しないが、地域的特性等に応じたもの（※市町村と協議のうえ使用が認められたもの）</p> <p>② 上記の樹木等の植栽に必要な土、支柱等の資材の購入費</p> <p>③ 上記の樹木等の植栽に必要な工事費（緑化に伴うブロック塀等の取り壊し費用も対象とします。）</p> <p>④ その他植栽に必要と認められる経費</p>	<p>(1) 50万円 (2) 助成対象額の1/2以内 (3) 助成対象経費の総額の1/2から他の助成交付額を引いた額の1/2 (1)、(2)、(3)のいずれかで小さいほう</p> <p>※助成対象経費は3万円以上を要するものとします。</p> <p>※申請時に助成対象経費に係る見積書とその根拠となる資料（建設物価やカタログ等のコピーなど、見積額・申請額が適切か確認できる資料）を提出してください。</p>

5 助成の条件

助成を受ける際には、次の条件が付されます。

- (1) 助成を受けてから5年間は、助成を受けて植栽した樹木等が枯損しないよう適切に管理を行い、万一、枯損等した場合には申請者負担にて再度植栽を行い、緑化施設の維持管理に努めること。
- (2) 助成を受けてから5年間は、くまもと緑・景観協働機構からの求めに応じ必要な報告を行うこと。
- (3) 助成を受けて実施した内容については、くまもと緑・景観協働機構がホームページ等で紹介することについて了承し、その情報を得た他者が助成事業について問い合わせた場合には適切な対応を行うこと。
- (4) 助成を受けて植栽及び管理を行っている土地には、くまもと緑・景観協働機構の助

成金を受けて事業を実施している旨掲示すること。

※ただし、看板等の掲示物に関する費用は助成対象経費には含まれません。

6 申請方法

事業を行う前に沿道緑化助成金交付申請書（別記様式第1号）（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、下記の添付書類を添えて申請してください。なお、申請に係る書類は返却いたしません。

また、「3 助成対象」のうち、「市町村が景観形成のため沿道緑化が必要と推薦する区域」での申請の場合は、市町村と機構事務局での事前協議が必要となりますので、事前に御連絡ください。

【「市町村が景観形成のため沿道緑化が必要と推薦する区域」の場合】

事前協議及び市町村からの推薦状（参考様式1）が必要となります。

《添付書類》

- ① 沿道緑化が必要と推薦する区域を示す地図
- ② 推薦する区域に関する緑化計画書（計画図含む）
- ③ 推薦する区域の現況写真（実施場所を含む）

《添付書類》

- ① 沿道緑化事業計画書（別記様式第2号）

※植栽する樹木について、上記4①「イ. 上記ア. に該当しないが、地域的特性等に応じたもの」を希望する場合は、市町村と協議のうえ、「特例樹木」推薦状（参考様式2）を添付してください。

- ② 事業場所の位置図

当該事業場所が支援対象区域であること及び国道、県道又は市町村道に沿った民有地であることが分かるもの

- ③ 事業実施場所の所有者であることを証する書類
- ④ 見積書（※）及び見積額の根拠となる資料
- ⑤ 樹木等を植栽する土地の現況が分かる写真（4方向から写したもの）
- ⑥ 樹木等の植栽の計画図及び付近見取り図（植栽の位置を示したもの）
- ⑦ 法人にあっては、法人税等の納税証明書、個人にあっては、住民税等の納税証明書

※見積書の内容は仮ではなく実際に予定されているものとし、原則として熊本県内に本店または支店を置く業者をご利用ください。県外業者等からの通信販売の利用はできません。

7 交付決定方法

書類審査等により、緑化事業を選定し、助成金の交付を決定の上、お知らせいたします。

なお、選定しなかった場合の理由などの個別のお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

8 事業内容等の変更について

助成決定後、①助成対象事業の主要部分の変更、又は②助成対象経費の20%を超える変更のいずれかが生じた場合、あるいは事業を中止する場合は事前に連絡の上、沿道緑化助成事業変更等承認申請書（別記様式第4号）と下記の添付書類を機構事務局に提出してください。

《添付書類》

- ① 事業内容の変更・中止に係る書類（見積書、図面等）

※助成金額の増額は認めません。

9 完了報告

事業完了後、速やかに沿道緑化助成事業完了届（別記様式第8号）（以下「事業完了届」という。）と下記の添付書類を提出してください。

《添付書類》

- ① 事業関連写真（購入物、作業風景、実施後の写真（全体写真と沿道から撮影した写真を必ず含めてください。）※広範囲または複数箇所に渡る場合は分割して撮影したものでも可。）
- ② 助成対象事業に係る工事請負契約書又はそれに類するものの写し
- ③ 助成対象事業に係る領収書又は請求書の写し（明細が記載されているもの）
- ④ 沿道緑化を実施した感想を記載した書類

※事業完了届提出時に、上記③のうち、請求書の写しのみを提出した場合は、後日必ず領収書の写しを提出してください。

10 助成金の交付確定及び請求

事業完了届及び現地検査の結果等を基に前7項で決定した助成金交付額の確定を行います。交付確定額をお知らせした後、請求書を提出していただきます。

※なお、助成金を振り込みにより支払う場合には、請求額から振込手数料を差し引いた額を振り込ませていただきます。

11 留意事項

提出のあった申請書や事業完了届などに不明な点がある場合には、申請書に記載のある連絡先に問い合わせさせていただきます。

（問い合わせ先）

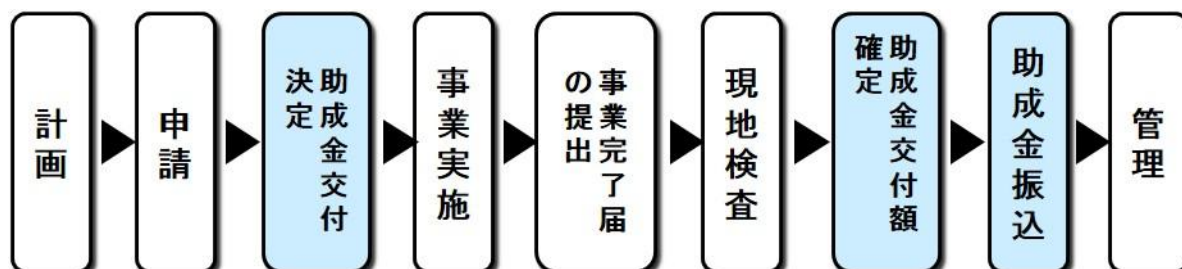
〒862-8570

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県土木部道路都市局都市計画課内

くまもと緑・景観協働機構 事務局
TEL 096-333-2522
FAX 096-387-1152
メール info-01@info.kumamoto-midori.com

【沿道緑化助成事業の流れ】



※白色が申請者において実施される内容となります。

(別表)

「熊本の緑化樹木」掲載樹種一覧

※高中木あるいは生垣樹に該当するもの（「沿道緑化支援対象」に○が付いているもの）を支援対象とします。

それ以外の樹種を希望される場合は、市町村と協議して認められたものに限ります。

番号	樹種名	科目	高木	中木	低木	生垣樹	沿道緑化支援対象
1	ナギ	マキ科	常緑				○
2	イヌマキ	マキ科	常緑	常緑		○	○
3	コウヤマキ	コウヤマキ科	常緑				○
4	モミ	マツ科	常緑				○
5	ヒマラヤスギ	マツ科	常緑				○
6	アカマツ	マツ科	常緑				○
7	クロマツ	マツ科	常緑				○
8	スギ	スギ科	常緑	常緑		○	○
9	スイリュウヒバ	ヒノキ科	常緑				○
10	カイヅカイブキ	ヒノキ科	常緑	常緑		○	○
11	ヤマモモ	ヤマモモ科	常緑				○
12	ウバメガシ	ブナ科	常緑	常緑		○	○
13	シラカシ	ブナ科	常緑	常緑		○	○
14	アラカシ	ブナ科	常緑	常緑		○	○
15	スダジイ	ブナ科	常緑				○
16	マテバシイ	ブナ科	常緑				○
17	アコウ	クワ科	常緑				○
18	タイサンボク	モクレン科	常緑				○
19	オガタマノキ	モクレン科	常緑				○
20	クスノキ	クスノキ科	常緑				○
21	タブノキ	クスノキ科	常緑				○
22	イスノキ	マンサク科	常緑	常緑		○	○
23	ユズリハ	トウダイグサ科	常緑				○
24	クロガネモチ	モチノキ科	常緑				○
25	ナナメノキ	モチノキ科	常緑				○
26	タラヨウ	モチノキ科	常緑				○
27	ホルトノキ	ホルトノキ科	常緑				○
28	ツバキ	ツバキ科	常緑	常緑			○
29	モッコク	ツバキ科	常緑	常緑			○
30	イチヨウ	イチヨウ科	落葉				○
31	メタセコイヤ	スギ科	落葉				○
32	ラクウショウ	スギ科	落葉				○
33	ポプラ	ヤナギ科	落葉				○
34	シダレヤナギ	ヤナギ科	落葉				○
35	サワグルミ	クルミ科	落葉				○

(別表)

「熊本の緑化樹木」掲載樹種一覧

※高中木あるいは生垣樹に該当するもの（「沿道緑化支援対象」に○が付いているもの）を支援対象とします。

それ以外の樹種を希望される場合は、市町村と協議して認められたものに限ります。

番号	樹種名	科目	高木	中木	低木	生垣樹	沿道緑化支援対象
36	イヌシデ	カバノキ科	落葉				○
37	コナラ	ブナ科	落葉				○
38	クヌギ	ブナ科	落葉				○
39	カシワ	ブナ科	落葉				○
40	アキニレ	ニレ科	落葉				○
41	ムクノキ	ニレ科	落葉				○
42	ケヤキ	ニレ科	落葉				○
43	エノキ	ニレ科	落葉				○
44	カツラ	カツラ科	落葉				○
45	ハクモクレン	モクレン科	落葉				○
46	コブシ	モクレン科	落葉				○
47	ホオノキ	モクレン科	落葉				○
48	ユリノキ	モクレン科	落葉				○
49	台湾フウ	マンサク科	落葉				○
50	モミジバフウ	マンサク科	落葉				○
51	プラタナス	スズカケノキ科	落葉				○
52	ナナカマド	バラ科	落葉				○
53	サクラ類	バラ科	落葉				○
54	バクチノキ	バラ科	常緑				○
55	ネムノキ	マメ科	落葉				○
56	エンジュ	マメ科	落葉				○
57	ニセアカシア	マメ科	落葉				○
58	ニワウルシ	ニガキ科	落葉				○
59	センダン	センダン科	落葉				○
60	ナンキンハゼ	トウダイグサ科	落葉				○
61	モミジ類	カエデ科	落葉				○
62	トウカエデ	カエデ科	落葉				○
63	トチノキ	トチノキ科	落葉				○
64	アオギリ	アオギリ科	落葉				○
65	ナツツバキ	ツバキ科	落葉				○
66	ヒメシャラ	ツバキ科	落葉				○
67	ミズキ	ミズキ科	落葉				○
68	ヤマボウシ	ミズキ科	落葉				○
69	アメリカハナミズキ	ミズキ科	落葉				○
70	リョウブ	リョウブ科	落葉				○

(別表)

「熊本の緑化樹木」掲載樹種一覧

※高中木あるいは生垣樹に該当するもの（「沿道緑化支援対象」に○が付いているもの）を支援対象とします。

それ以外の樹種を希望される場合は、市町村と協議して認められたものに限ります。

番号	樹種名	科目	高木	中木	低木	生垣樹	沿道緑化支援対象
71	エゴノキ	エゴノキ科	落葉				○
72	ハクウンボク	エゴノキ科	落葉				○
79	ゲッケイジュ	クスノキ科		常緑		○	○
81	カナメモチ	バラ科		常緑		○	○
82	セイヨウヒイラギ	モチノキ科		常緑		○	○
83	イヌツゲ	モチノキ科		常緑		○	○
84	マサキ	ニシキギ科		常緑	常緑	○	○
87	サザンカ	ツバキ科		常緑		○	○
88	サカキ	ツバキ科		常緑		○	○
89	ヒサカキ	ツバキ科		常緑	常緑		○
90	カクレミノ	ウコギ科		常緑			○
91	ヤツデ	ウコギ科		常緑	常緑		○
92	アオキ	ミズキ科		常緑	常緑		○
93	シャクナゲ	ツツジ科		常緑	常緑		○
94	アセビ	ツツジ科		常緑	常緑		○
95	モクセイ	モクセイ科		常緑		○	○
96	ヒイラギモクセイ	モクセイ科		常緑		○	○
97	ヒイラギ	モクセイ科		常緑		○	○
98	トウネズミモチ	モクセイ科		常緑		○	○
99	キョウチクトウ	キョウチクトウ科		常緑			○
100	サンゴジュ	スイカズラ科		常緑		○	○
101	シモクレン	モクレン科		落葉			○
102	ロウバイ	ロウバイ科		落葉			○
103	マンサク	マンサク科		落葉			○
104	トサミズキ	マンサク科		落葉			○
105	ハナカイドウ	バラ科		落葉			○
106	ウメ	バラ科		落葉			○
107	ハナズオウ	マメ科		落葉			○
108	アメリカデイゴ	マメ科		落葉			○
109	ウメモドキ	モチノキ科		落葉			○
110	マユミ	ニシキギ科		落葉			○
111	ニシキギ	ニシキギ科		落葉			○
112	フヨウ	アオイ科		落葉			○
113	ムクゲ	アオイ科		落葉		○	○
114	ハマボウ	アオイ科		落葉			○

(別表)

「熊本の緑化樹木」掲載樹種一覧

※高中木あるいは生垣樹に該当するもの（「沿道緑化支援対象」に○が付いているもの）を支援対象とします。

それ以外の樹種を希望される場合は、市町村と協議して認められたものに限ります。

番号	樹種名	科目	高木	中木	低木	生垣樹	沿道緑化支援対象
115	サルスベリ	ミソハギ科		落葉			○
116	サンシュユ	ミズキ科		落葉			○
117	イボタノキ	モクセイ科		落葉	落葉	○	○
118	ウツギ類	スイカズラ科		落葉			○
119	センリョウ	センリョウ科			常緑		
120	ヒイラギナンテン	メギ科			常緑		
121	ナンテン	メギ科			常緑	○	○
122	トベラ	トベラ科			常緑	○	○
123	ピラカンサ	バラ科			常緑	○	○
124	シャリンバイ	バラ科			常緑		
127	ハマヒサカキ	ツバキ科			常緑		
128	ジンチョウゲ	ジンチョウゲ科			常緑		
132	キシマツツジ	ツツジ科			常緑		
133	ヒラドツツジ	ツツジ科			常緑		
134	サツキ	ツツジ科			常緑		
136	マンリョウ	ヤブコウジ科			常緑		
137	クチナシ	アカネ科			常緑		
138	ハクチョウゲ	アカネ科			常緑		
139	ハクサンボク	スイカズラ科			常緑		
140	アベリア	スイカズラ科			常緑		
141	ガクアジサイ	ユキノシタ科			落葉		
142	アジサイ	ユキノシタ科			落葉		
143	シモツケ	バラ科			落葉		
144	コデマリ	バラ科			落葉		
145	ユキナヤギ	バラ科			落葉		
146	ボケ	バラ科			落葉		
147	ヤマブキ	バラ科			落葉		
148	エニシダ	マメ科			落葉		
149	ハギ類	マメ科			落葉		
150	キンシバイ	オトギリソウ科			落葉		
151	ビョウヤナギ	オトギリソウ科			落葉		
152	ミツマタ	ジンチョウゲ科			落葉		
153	ドウダンツツジ	ツツジ科			落葉	○	○
155	レンギョウ	モクセイ科			落葉		
156	ムラサキシキブ	クマツヅラ科			落葉		

(別表)

「熊本の緑化樹木」掲載樹種一覧

※高中木あるいは生垣樹に該当するもの（「沿道緑化支援対象」に○が付いているもの）を支援対象とします。

それ以外の樹種を希望される場合は、市町村と協議して認められたものに限ります。

番号	樹種名	科目	高木	中木	低木	生垣樹	沿道緑化支援対象
157	オオデマリ	スイカズラ科			落葉		
158	フェニックス	ヤシ科	特殊樹 常緑				
159	ココスヤシ	ヤシ科	特殊樹 常緑				
160	ワシントンヤシ	ヤシ科	特殊樹 常緑				

(参考様式1)

年 月 日

くまもと緑・景観協働機構
会長 様

市町村名

沿道緑化助成事業「市町村推薦区域」推薦状

当該地域は、景観形成のため沿道緑化が必要とする区域として下記のとおり推薦します。
記

1 概要

① 沿道緑化を必要とする区域の名称・所在地	
② ①の当該区域の面積または沿道距離	
③ 当該区域における緑化や景観上の規定等	
④ ①の区域を推薦する理由	

上記②～④については、別添資料添付でも可。

2 担当者連絡先

- ① 担当者の所属
- ② 担当者の氏名
- ③ 担当者の連絡先(電話・FAX・電子メールなど)

3 添付書類

- ① 沿道緑化が必要と推薦する区域を示す地図
- ② 推薦する区域に関する緑化計画書(計画図含む)
- ③ 推薦する区域の現況写真(実施場所を含む)

くまもと緑・景観協働機構
会長 様

〒
住 所
氏 名
電 話

沿道緑化助成金交付申請書

次のとおり、沿道の緑化事業を実施したいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請概要

緑化する施設の名称・所在地	
緑化面積	m ²
実施（工事）予定期間	年 月 日～ 年 月 日

2 助成金申請額

助成対象経費の総額（総事業費）…①	円
①の1/2の額…②	円
他（市町村等から）の助成交付金額…③	円
助成対象額（④＝①－③）	円
助成金申請額 （④の1/2もしくは（②－③）の1/2、上限額 のいずれか小さいほう、但し千円未満は切り捨て）	円

3 担当者連絡先

- ① 担当者の所属
- ② 担当者の氏名
- ③ 担当者の連絡先（電話・FAX・電子メールなど）

4 添付書類

- ① 沿道緑化事業計画書（別記様式第2号）
※植栽する樹木について、別表“「熊本の緑化樹木」掲載樹種一覧”の「支援対象」に該当しないが、地域的特性等に応じたものを希望する場合は、市町村と協議のうえ、（参考様式2）を添付してください。
- ② 事業場所の位置図
当該事業場所が支援対象区域であること及び国道、県道又は市町村道に沿った民有地であることが分かるもの
- ③ 事業実施場所の所有者であることを証する書類
- ④ 見積書及び見積額の根拠となる資料
- ⑤ 樹木等を植栽する土地の現況が分かる写真（4方向から写したもの）
- ⑥ 樹木等の植栽の計画図及び付近見取り図（植栽の位置を示したもの）
- ⑦ 法人にあっては、法人税等の納税証明書、個人にあっては、住民税等の納税証明書

(参考様式2)

年 月 日

くまもと緑・景観協働機構
会長 様

市町村名

沿道緑化助成事業「特例樹木」推薦状

当該申請者が植栽する樹木について、協議の結果、地域の沿道緑化にふさわしいものとして、下記のとおり認めることとします。

記

1 概要

① 申請者名	
② 緑化する施設の名称・所在地	
③ ②に植栽する樹木の種類・本数	
④ ②の種類の樹木の使用を認める理由	

上記③、④については、別添資料添付でも可。

2 担当者連絡先

- ① 担当者の所属
- ② 担当者の氏名
- ③ 担当者の連絡先(電話・FAX・電子メールなど)

くまもと緑・景観協働機構
会長 様

〒
住 所
氏 名
電 話

沿道緑化助成事業変更等承認申請書

年 月 日付けくま緑景第 号で助成金交付決定の通知がありました
沿道緑化事業について、次のとおり変更・中止したいので、関係書類を添えて申請します。
記

1 変更・中止の理由及び内容

2 添付書類

- ① 事業内容の変更・中止に係る書類（見積書、図面等）

年 月 日

くまもと緑・景観協働機構
会長 様

〒
住 所
氏 名
電 話

沿道緑化助成事業完了届

下記のとおり沿道緑化事業を実施しましたので報告します。

なお、当完了届の内容及び写真を貴機構のパンフレットやホームページなどに掲載されることを承認します。

記

1 実施概要

緑化した施設の名称・所在地	
緑化面積	m ²
実施（工事）期間	年 月 日～ 年 月 日 (植栽工事等、一連の作業が完了した日をご記入ください。)
植栽した樹木等の品名、規格、本数	
助成金交付決定額	円
総事業費	円
市町村等からの助成交付額	円

2 添付書類

- ① 事業関連写真（購入物、作業風景、実施後の写真（全体写真と沿道から撮影した写真を必ず含むこと。））
 - ② 助成対象事業に係る工事請負契約書又はそれに類するものの写し
 - ③ 助成対象事業に係る領収書又は請求書の写し（明細が記載されているもの）
 - ④ 沿道緑化を実施した感想を記載した書類
- ※③について、請求書の写しのみの提出の場合は、後日領収書の写しを提出してください。